

# 大阪警察病院 院内感染対策の指針

病院長

## I. 院内感染対策に関する基本的考え方

当院は先端医療、高機能医療を提供する地域医療の中核的病院であり、院内には免疫の低下した患者と感染症に罹患した患者が同時に存在している。この指針は、全職員が院内感染予防と再発および拡大の防止、集団感染発生時の適切な対応、感染症治療における耐性菌抑制のための適切な抗菌薬使用を実践し、患者および患者家族に安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

## II. 院内感染対策のための委員会、その他の組織に関する基本的事項

当院は病院長のもとに院内感染対策を推進するために以下の組織的な取り組みを行う。

### 1. 感染管理センター

病院長直属の部署として、感染対策を円滑に運営するために院内全体の問題点を把握し改善策を講じる等、院内感染対策活動の中核的な役割を担う。重要事項を定期的に病院長に報告する義務を有する。

### 2. 院内感染対策委員会 infection control committee (ICC)

院内感染管理体制の確保および院内感染対策に関する方針の決定機関として、病院長が問題を把握し対策決定するための決定機関である。

### 3. 院内感染対策チーム infection control team (ICT)

ICT は効果的な感染制御を行う実働部隊として、日常業務としての感染対策を計画立案する。

### 4. 抗菌薬適正使用支援チーム antimicrobial stewardship team (AST)

AST は抗菌薬適正使用を推進し適切な抗菌薬治療を通して、薬剤耐性菌を減少させる。

## III. 院内感染対策のための医療従業者等に対する研修に関する基本方針

- ・院内感染対策や抗菌薬適正使用の基本的考え方及び具体的方策について、全職員対象に講習会を年2回以上開催する。
- ・研修は採用時の初期研修、職種別、必要時個別、部署単位、全職員(委託も含む)を対象に研修会を開催する。

## IV. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

- ・日常的に感染症の発生状況を把握するために対象限定サーベイランスを実施し、結果を感染対策に生かす。
- ・アウトブレイクあるいは異常発生は迅速に感染経路を特定し対応する。
- ・特定の感染症の院内外の集団発生を認めた場合は、保健所や地域の医療機関等と連携を取り対応する。
- ・新興感染症、指定感染症などについて、常に情報収集を行い発生に備える。

## V. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

- ・感染症に関するデータを感染管理センターに集約し、ICT が常に感染対策の順守状況を確認する。
- ・常に手指衛生、標準予防策、感染経路別予防策、清潔な環境の提供、抗菌薬及び消毒薬適正使用に努める。
- ・予防接種の推進、血液・体液暴露予防の順守など職業感染防止に努める。
- ・患者や家族に対してインフォームドコンセントを行い、患者教育・患者支援と伴に患者協力や参加を促す。

## VI. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は当院HPに掲載され、いつでも誰でも閲覧できる。

2023年7月1日改訂